

## 職員の懲戒処分について

### 1 事案の概要

精神医療センター主任看護師（63歳・女性）は、令和6年5月3日に、自傷行為を繰り返す患者の看護を行う過程で、「何故、自分の身体を傷つけるのか。そんなに（自傷）したければ、山奥ですればいい」「特攻隊、ウクライナに行ってきた」などと発言し、暴言による心理的虐待を行った。

### 2 処分内容

停職（1カ月）

### 3 処分年月日

令和7年3月27日

### 4 監督責任

厳重注意 1名（所長）

所属長指導 2名（副院長兼看護局長、看護科長）

### 5 その他

本件については、令和6年5月9日に、精神医療センターが記者発表を行った事案（「職員による患者への虐待と思われる事案の発生について」）における、虐待を行った職員に対し、懲戒処分を行ったもの

（問合せ先）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部事務局

人事部長 大塚 電話 045-651-1243（直通）

ファクシミリ 045-651-1235